

広島県告示第109号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成30年2月15日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府堺市西区上89番地 大崎工業株式会社 代表取締役 近田 光昭
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県豊田郡大崎上島町中野977番地 大崎工業株式会社 広島工場

2 申請の内容

27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設1基を廃止し、27-ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設2基を設置する。また、27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設2基及び27-ロ 無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機1基の使用方法を変更する。さらに汚水等処理施設1基の汚水等の処理の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設1基廃止

(その2) 新設

種	類	27-ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (NM-G No.1)	27-ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 (NM-G No.2)
能	力	45kg/日	45kg/日
工 期	工事着手予定年月日	許可後直ちに	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手後30日	着手後30日

等	使用開始予定年月日	完成後直ちに		完成後直ちに		
使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	8時～16時, 連続7時間 (季節的変動なし)		8時～16時, 連続7時間 (季節的変動なし)		
	項目	通常	最大	通常	最大	
	排出される 汚水等の 状態	水素イオン濃度 (水素指数)	3.0	7.0	4.0	7.0
		化学的酸素要求量	10	15	10	15
		浮遊物質	1	5	1	5
		窒素含有量	300	600	30	60
		燐含有量	1	5	1	5
	アンモニア, アン モニウム化合物, 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	(mg/L)	1,800	3,500	200	400
排出される汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> /日)	2	2.5	0.2	0.3		
汚水等の排出先	回収して再利用		回収して再利用			

(その3) 変更

種	類	変更前		変更後	
		27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 (CC-F No.1)			
工期等	工事着手予定年月日	—		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	—		着手後直ちに	
	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに	
	項目	通常	最大	通常	最大

使用の方法	態汚排出される等の状	化学的酸素要求量	(mg/L)	6	10	6	12
		窒素含有量		1,500	2,500	1,250	2,100
		クロム含有量		200	330	170	280
	排出される汚水等の1日当たりの量		(m <sup>3</sup> /日)	19	20	22.5	24.5

(その4) 変更

種 類		変更前		変更後			
		27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 (CC-F No.5)					
工期等	工事着手予定年月日	—		許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	—		着手後直ちに			
	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに			
使用の方法	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大	
	のる排出される等の状	化学的酸素要求量	(mg/L)	5	10	6	12
		窒素含有量		680	1,565	590	1,290
	排出される汚水等の1日当たりの量		(m <sup>3</sup> /日)	19	20	22.5	24.5

(その5) 変更

種 類		変更前		変更後	
		27-ロ 無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機			
能 力		400kg		45kg/日	
工	工事着手予定年月日	—		許可後直ちに	

期等	工事完成予定年月日	—		着手後30日		
	使用開始予定年月日	—		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	8時～18時, 連続4時間 (季節的変動なし)		8時～16時, 連続7時間 (季節的変動なし)		
	項目	通常	最大	通常	最大	
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度 (水素指数)	2.0	6.0	1.0	2.0
		化学的酸素要求量	15	20	10	15
		浮遊物質量	1	10	1	5
		窒素含有量	10	60	27,000	55,000
		燐含有量	3.5	16	1	5
		クロム含有量	0.5	5	—	—
		アンモニア, アンモニウム化合物, 硝酸化合物 及び硝酸化合物	—	—	180,000	350,000
排出される汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> /日)	3.5	4.5	0.2	0.3		
汚水等の排出先	総合排液処理工場		回収して再利用			

(2) 汚水等の処理の方法  
変更

種	類	変更前	変更後
		総合排液処理工場	
工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	着手後直ちに
	使用開始予定年月日	—	完成後直ちに

使用の方法	項目		通常		最大		通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
態汚排出等 のれ 状 る	化学的酸素要求量	(mg/L)	10	10	15	15	10	9.9	15	15
	窒素含有量		64.5	64.5	135	135	64.5	64.8	135	135
	磷含有量		3.9	3.9	17.5	17.5	3.8	3.8	17.8	17.8

- (3) 排出水の汚染状態及び量  
変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間

平成30年2月15日から平成30年3月8日まで

- (2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに大崎上島町保健衛生課